令和4年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人親誠会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年1月20日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 社会福祉法人は公益性の高い非営利法人であり、また、税制優遇や公金の支出があることを踏まえ、その事業運営には透明性の確保が必要であるから、密接な関係にある医療法人との取引が漫然と行われないよう、社会福祉法人として適切な業務執行を行うこと。
- 利益相反取引につき理事会の承認を受けていないものが複数あるので、理事会でその適否につき承認を受けること。
- ・ 密接な関係にある医療法人への法人本部業務委託について、委託の当否及び委 託費の妥当性について検証すること。
- ・ 積立金の取扱いになお不備があるので、社会福祉法人会計基準に基づく処理の 徹底を図ること。

文書指摘事項

1 法人本部業務について、理事長が代表を務める医療法人(以下「関係医療法人」という。) に「本部事務代行」と称し業務委託契約を締結しているところ、当該委託費が急増していた。

本件について確認したところ、次の点につき 問題等があるので、それぞれに示す対応等を行 うこと。

(1) 急増の原因は、令和3年3月31日に本部事務委託に係る業務委託契約(以下「再契約」という。)を再締結したことによるものであったが、再契約に当たり、理事長との利益相反取引になるにもかかわらず、その再契約につき理事会に対して所要の承認を受けていなかった。

ついては、理事長は、理事会で再契約に つき重要な事実を開示し、契約締結の適否 について承認を受けること。

なお、承認に当たっては、利害関係を有 する理事は議決に参加できないので留意す ること。

(2) 再契約で示される法人本部業務委託 の対価について、医療法人との人件費按分 のみを積算根拠としており、費用の妥当性 について疑義があった。

ついては、当該委託費用について、法人

是正・改善状況報告

(1)について

令和5年3月24日開催の理事 会において、当該再契約につい て説明し承認を受けた。

なお、利害関係を有する理事は審議、議決に参加しなかった。

(2)について

上記理事会において、当法人の本部業務を直接執行する場合に係る費用と比較するなど客観的証拠を明らかにした上で、委託費の妥当性も含め再契約の内容の承認を受けた。

なお、利害関係を有する理事は審議、議決に参加しなかった。

(3)について

社会福祉法人として直接法人本部業務を執行する体制づくりについて、理事会で検討した結果、現在の体制が妥当との結論に至った。評議員会での検討結果については追って報告する。

が直接本部業務を執行する場合に係る費用 と比較するなど客観的証拠を明らかにした 上で、委託費の妥当性(法人本部業務の直 接執行に比して同等又は低廉な価格になっ ているか) について当庁に報告すること。

(3) 法人本部業務を他法人に委託するこ とは通常想定されない。また、当該業務を 理事長関連団体に委託する場合、利益相反 取引になるところ、(1)に示す理事会での 当該利益相反取引の承認があったとして も、当該業務委託費が不当に高額で理事長 に対する特別の利益の供与に該当すると きは、背任行為に該当する可能性がある。 さらに、法人に生じた損害賠償責任は、利 益相反取引に同意した理事全員に及ぶ可 能性がある。

このことを踏まえ、社会福祉法人として 直接法人本部業務を執行する体制づくりに ついて、理事会及び評議員会で検討し、そ の検討結果について報告すること。

(法第27条、第155条)

(法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条)

文書指摘事項1(1)のほか、少なくとも次の 取引についても関係医療法人との利益相反取 引であるにもかかわらず事前に理事会の承認 を受けていないので、理事会において所要の承 認を受けること。

なお、承認に当たっては、利害関係を有する 理事は議決に参加できないので留意すること。

- (1) 厨房業務委託契約
- (2) シェアハウスしろ整備に係る土地及 び建物の売買契約

おって、社会福祉法人は公益性の高い非営利 法人であり、また、税制優遇や公金の支出があ ることを踏まえ、その事業運営には透明性の確 保が必要であるところ、請求書の名義が関係医 療法人となっているものを支出する事例が散 見されるなど、関係医療法人との取引が漫然と 行われていると言わざる得ない状況にあり、事 業運営の透明性が図られているとは言い難い 状況であった。

ついては、貴法人と医療法人は別法人である ことを前提に、社会福祉法人として適切な業務 執行を行うこと。

(法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条)

ケアハウスひまわり鳥取拠点区分において、 当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取 崩額を加算した額に欠損が生じているにもか

令和5年3月24日開催の理事 会において、当該再契約につい て説明し承認を受けた。

なお、利害関係を有する理事 は審議、議決に参加しなかった。

医療法人と社会福祉法人の双 方で必要なサービスを業者に発 注した際に、業者が医療法人名 義で一括して請求書を発行して くるようなケースがあったた め、今後は請求書の名義には十 分留意して業者に正しい名義で 発行を依頼するようにする。

今後は当該処理について適切 な会計処理を行うとともに、令 和3年度の当該積立金への繰入 かわらず積立金の積立てがされていた。

ついては、当該欠損が生じない範囲で積立金 を積み立てることができるものであるので、会 計基準に従った適切な会計処理を行うととも に、当該積立金については、過年度修正等必要 な処理を行い是正すること。

なお、本件指摘は前回も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は「前々期に計上した積立金については取り崩すこととし、理事会決議にて取崩しにつき正式に承認を受けた。」旨の回答をしているものの改善されていない。事後的に修正処理を行うことがないよう、会計基準に違反する積立てをしないよう厳に注意すること。

(会計省令第6条第3項)(運用上の取扱い19)

れについては令和4年度の決算 において過年度修正等必要な処 理を行い是正する。